

袖ヶ浦市週休2日促進工事試行要領（営繕工事）

（目的）

第1条 建設業では、少子高齢化を背景に技術者や技能労働者の不足が懸念され、将来の担い手確保に向けた取組が求められている。このため、将来を担う若手が入職しやすい環境を整える取組として、週休2日促進工事を試行する。この要領は、週休2日促進工事の試行に関し必要な事項を定め、円滑な実施を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）週休2日促進工事

営繕工事において労務費の補正等の試行を行う週休2日の取組を行う工事をいう。

（2）週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

（3）対象期間

現場着手日から現場完成日までの期間をいう。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、受注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）及びこれらに類する期間は含まない。

（4）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所の日数に含めるものとする。

（5）現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休息日についても、現場休息の日数に含めるものとする。

（6）4週8休以上

対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場閉所（現場休息）率は、現場閉所と現場休息の合計日数により算出することとする。

（7）現場着手日

現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入又は仮設工事等を開始する日をいう。

（8）現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け及び清掃等の作業が全て完了する日をいう。

（対象工事）

第3条 週休2日促進工事は、千葉県公共建築工事積算基準を適用する工事のうち、発注者が指定

する工事とする。

- 2 週休 2 日促進工事の対象とする場合は、入札公告等において週休 2 日促進工事の対象工事である旨を明示するとともに、別紙 1 のとおり特記仕様書に対象工事である旨を記載するものとする。

(労務費の補正方法)

第 4 条 労務費の補正方法は次のとおりとする。

(1) 複合単価

以下の補正係数を乗じて補正する。

補正係数 1. 0 5

(2) 市場単価、補正市場単価

市場単価と補正市場単価は、別表 A-2、別表 E-2 及び別表 M-2 の補正率を用いた以下の式により補正する。

ア 新営工事の場合

(ア) 市場単価 × 新営補正率

(イ) 補正市場単価 × 新営補正率

イ 全館無人改修の場合（基準単価の算定）

(ア) 市場単価 × 新営補正率

(イ) 補正市場単価 × 新営補正率

ウ 執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）

(ア) 市場単価 × 改修補正率

(イ) 補正市場単価 × 改修補正率

(参考)

「基準単価」、「基準補正単価」とは、「千葉県公共建築工事積算基準等資料」第 4 編第 1 章 8 (3) による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、「千葉県公共建築工事積算基準等資料」第 4 編第 1 章 8 (3) ロ. 基準補正単価の表 A-1、表 E-1 及び表 M-1 の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表 A-2、表 E-2 及び表 M-2 の改修補正率を用いた上記の式により市場単価（または補正市場単価）を補正して算定すること。

(3) 物価資料の掲載価格

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、別表の補正率を用いた以下の式により補正する。

ア 新営工事の場合

物価資料の掲載価格 × 新営補正率

イ 全館無人改修、執務並行改修の場合

物価資料の掲載価格 × 改修補正率

(積算方法等)

第 5 条 発注者は、予定価格の積算において 4 週 8 休達成を前提として経費の補正を行うものとする。

る。

- 2 現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、補正は行わないものとして設計変更を行い契約変更するものとする。

（現場閉所（現場休息）の確認方法等）

第6条 現場閉所（現場休息）の確認方法等は次のとおりとする。

（1）現場着手前

- ア 監督職員は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した実施工程表等を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。
- イ 監督職員は、対象期間の確認のため、現場着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
- ウ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで実施工程表を作成する。

（2）現場着事後

- ア 監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した実施工程表等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、実施工程表の修正に当たっては、受発注者間で調整を行う。
- イ 監督職員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された実施工程表等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。
- ウ 受注者は、毎月の工事履行報告書（別紙2）及び週休2日促進工事チェックリスト（別紙3）を監督職員に提出するとともに、現場閉所日を確認できる書類（作業日報等）を監督職員に提示するものとする。
- エ 受注者は、対象期間の終了後速やかに、最終月の週休2日の取組が確認できる工事履行報告書及び週休2日促進工事チェックリストを監督職員に提出するものとする。
- オ 現場完成日が工期期限に近く、設計変更等の手続き期間を十分に確保できない場合には、受発注者協議により現場閉所（現場休息）の状況を確認する日を決定するものとし、それ以降は、現場閉所（現場休息）の日を協議により決定し、これに基づき4週8休に満たない場合は、設計変更等を行うものとする。

（3）その他留意事項

- ア 現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- イ 監督職員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等は行わないように配慮する。
- ウ 監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- エ 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。
- オ 監督職員は、統括安全衛生責任者を選任している場合は、統括安全衛生責任者を選任して

いる受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

(実施の明示)

第7条 受注者は、対象期間中において、週休2日促進工事を実施している旨を工事掲示板等の公衆が見やすい場所に別紙4の例により明示するものとする。

(適正な工期の確保)

第8条 発注者は、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」（中央省庁営繕担当課長連絡調整会議、全国営繕主管課長会議）、「建築工事適正工期算定プログラム」（（一社）日本建設業連合会。新営工事に限る。）、過去の同種工事の実績及び実施設計委託時に作成した工程表を参考として適正な工期を確保する。

(工事成績)

第9条 発注者は、週休2日を達成できた場合は、工事成績評定の工程管理及び創意工夫において加点する。ただし、週休2日を達成できなかったことによる工事成績評定の減点を行わないものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項については、受発注者協議により定めることとする。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行し、令和7年4月1日以降に入札公告等をする工事から適用する。

別表A－2 建築工事の補正率

工種	摘要	4週8休以上	
		新営 補正率	改修 補正率
仮設工事		1.03	1.03
土工事		1.03	1.03
地業工事		1.03	1.03
鉄筋工事		1.04	1.04
コンクリート工事		1.04	1.04
型枠工事		1.03	1.03
鉄骨工事		1.04	1.04
既製コンクリート		1.03	1.03
防水工事	市場単価	1.02	1.09
防水工事（シーリング）	市場単価	1.04	1.17
防水工事	物価資料	1.02	1.02
石工事		1.02	1.02
タイル工事		1.03	1.03
木工事		1.02	1.02
屋根及びとい		1.02	1.02
金属工事	市場単価	1.02	1.11
金属工事	物価資料	1.02	1.02
左官工事（仕上塗材仕上）	市場単価	1.04	1.04
左官工事（仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.04	1.18
左官工事	物価資料	1.04	1.04
建具（ガラス）	市場単価	1.02	1.12
建具（シーリング）	市場単価	1.04	1.19
建具	物価資料	1.02	1.02
塗装工事	市場単価	1.04	1.18
塗装工事	物価資料	1.04	1.04
内外装工事	市場単価	1.03	1.15
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1.02	1.10
内外装工事	物価資料	1.03	1.03
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1.02	1.02
ユニット床材その他		1.01	1.01
排水工事		1.03	1.03
舗装工事		1.02	1.02
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03

※ 摘要欄の「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。なお、記載が無い項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

別表E－2 電気設備工事の補正率

工種	摘要	4週8休以上	
		新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線ぴ 及び同ボックス	1.04	1.22
	ケーブルラック	1.03	1.17
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.03	1.21
	プルボックス	1.02	1.15
	プルボックス用設置端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.03	1.16
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06
	（電動機その他接続材工事） 金属製可とう電線管	1.03	1.17
配線工事	600V絶縁電線及び 600V絶縁ケーブル	1.03	1.20
接地工事	（接地極工事） 銅板式、銅覆鋼棒 接地極埋設票（金属製）	1.03	1.03

別表M－2 機械設備工事の補正率

工種	摘要	4週8休以上	
		新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び 消音内貼	1.03	1.18
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト 及び低圧チャンバー類	1.03	1.18
ダクト附属品	既製品ボックス、制気口 ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.25
衛生器具設備 （ユニットを除く）	取付手間のみ	1.04	1.25

別紙 1（第 3 条関係）

特記仕様書記載例

第〇条 週休 2 日促進工事

- 1 本工事は、週休 2 日促進工事である。
- 2 受注者は、原則週休 2 日で施工すること。
- 3 週休 2 日の実施にあたっては、「袖ヶ浦市週休 2 日促進工事試行要領（営繕工事）」に基づき行うこと。

工 事 履 行 報 告

(月分)

工 事 名			
工 期	年 月 日～ 年 月 日		
受 注 者			
月 別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備 考
(記事欄) 記載例 【週休2日促進工事】 今月の現場閉所（休息）日 ○日／対象期間 ○日 累計 現場閉所（休息）日 ○○日／対象期間 ○○日（○○. ○%）			

- (注)
- 1 工事着工前に、予定工程を記入して提出する。
 - 2 実施工程は、当該報告月までの出来高累計を記入して提出する。
 - 3 段階確認項目の予定時期を記入欄に記入する
 - 4 遅れが生じた場合は記事欄に改善対策を記載すること。

総 括 監督職員	主 任 監 督 職 員	監督職員	監督職員	現場 代理人	主任（監理） 技術員

別紙3（第5条関係）

週休2日促進工事 現場閉所（休息）チェックリスト

工事名

受注者名

月日	曜日	計画上の 閉所(休息)日	実際の 閉所(休息)日	計画上の閉所(休息)日と実際閉所(休息)日に差異がある場合等に記載
8月1日	火			
8月2日	水			
8月3日	木			
8月4日	金			
8月5日	土			
8月6日	日			
8月7日	月			
8月8日	火			
8月9日	水			
8月10日	木			
8月11日	金			
8月12日	土			
8月13日	日			
8月14日	月			
8月15日	火			
8月16日	水			
8月17日	木			
8月18日	金			
8月19日	土			
8月20日	日			
8月21日	月			
8月22日	火			
8月23日	水			
8月24日	木			
8月25日	金			
8月26日	土			
8月27日	日			
8月28日	月			
8月29日	火			
8月30日	水			
8月31日	木			
現場閉所（休息）日		0	0	
対象期間		31	31	
今月の閉所（休息）率		0.0%	0.0%	

別紙4（第6条関係）

公衆が見やすい場所への明示例

【工事掲示板】	
<u>週休2日促進工事</u> この工事は、建設現場の働き方改革を推進するため、週休2日に取り組んでいます。	<u>建設業の許可票</u>
工事関係者や公衆が見てわかりやすい週休2日の計画表等を貼り付け (A3サイズ相当)	<u>労災保険関係成立票</u>
<u>施工体系図</u>	<u>緊急時連絡表</u>
<u>下請負人に対する通知</u>	<u>建設業退職金共済制度 適用事業主の現場標識</u>